

| | | | |
|------------------|----|----|----|
| 生 | 00 | 01 | 1年 |
| (令和6年3月末まで保存) | | | |
| (令和4年11月25日まで有効) | | | |

人 安 第 1 2 0 号
令 和 4 年 1 1 月 2 日

各 警 察 署 長 殿

生 活 安 全 部 長

令和4年度「女性に対する暴力をなくす運動」の実施について

平成13年6月5日、男女共同参画推進本部において、毎年11月12日から同月25日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの2週間、「女性に対する暴力をなくす運動」を実施する旨の決定がなされているところ、別添のとおり令和4年度「女性に対する暴力をなくす運動」実施要綱が決定された。

各警察署にあっては、同要綱の趣旨を職員へ周知徹底し、同期間中における女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化されたい。

なお、本運動に関する効果的な施策については、その都度申報されたい。

【担当】

人 身 安 全 対 策 課
人 身 安 全 対 策 第 一 係

令和4年度「女性に対する暴力をなくす運動」実施要綱

（ 令 和 4 年 7 月 11 日
男女共同参画推進本部長決定 ）

1 目的

暴力は、その対象の性別や加害者・被害者の間柄を問わず、決して許されるものではないが、特に、配偶者等からの暴力、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシュアルハラスメント等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題である。

この運動は、地方公共団体、女性団体その他の関係団体との連携、協力の下、社会の意識啓発等、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化することを目的とする。

特に、女性に対する暴力の根底には、女性の人権の軽視があることから、女性の人権の尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることとする。

2 実施期間

令和4年11月12日（土）から11月25日（金）までの2週間

（11月25日は「女性に対する暴力撤廃国際日」）

3 主唱

内閣府、内閣官房、警察庁、金融庁、消費者庁、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省

4 協力を依頼する機関・団体等

地方公共団体、女性団体その他の関係団体等

（都道府県、政令指定都市、男女共同参画推進連携会議関係団体、有識者等）

5 運動の重点

次の事項に重点を置く。

- (1) 「女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク」や「パープルリボンバッジ」を積極的に活用するなどにより、配偶者等からの暴力、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシュアルハラスメント等は女性に対する暴力であり、決して許されないものであるとの社会認識を更に醸成すること。
- (2) 暴力の「未然防止」や「拡大防止」に向けた意識を高めるとともに、暴力の被害に遭っていながらその自覚がない人に被害を受けていることを認識してもらい、被害者や関係者が、相談窓口等の必要な情報を入手し、ためらうことなく相談できるようにすること。

6 運動の実施事項

関係機関・団体等との連携協力の下、新型コロナウイルス感染症の感染予防に留意しつつ、次の活動を実施する。

その際、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（令和2年6月11日性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定）において、令和2年度から4年度までの3年間を性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」としていることから、令和4年度の運動においては、「性暴力を、なくそう」をテーマとして、性犯罪・性暴力の根絶に向けた広報・啓発活動を強化することとし、予防啓発の取組に加え、被害に遭った場合の相談窓口の周知を図るものとする。

- (1) ポスター、リーフレットの作成・配布、テレビ、ラジオ、インターネット等のメディアを利用したキャンペーン、パープル・ライトアップ等の広報活動を、運動のより一層の広がりを目指し、効果的に実施する。
- (2) 講演会・研修会等を開催し、女性に対する暴力根絶のための啓発活動を実施する。
- (3) 臨時の相談窓口を開設するなど、被害者相談活動の一層の充実を図る。
- (4) 女性に対する暴力に係る犯罪行為の未然防止を図るため、女性に対する防犯指導や青少年に対する生活指導、街頭補導等を重点的に実施する。
- (5) 女性に対する暴力に係る犯罪行為の取締り及び関係営業に対する行政指導を強化する。